自家発早わかり 5

電気事業法による自家発電設備の規制(その3)

今月号では、事業用電気工作物の適用を受ける自家発電設備を設置する場合に、設置者に対して義務付けている保安規程の制定、届出及び遵守について解説していきます。

質 問

事業用電気工作物における保安規程とはどの様なものですか。

回 答

事業用電気工作物の保安体制は自主保安体制と国の直接関与による保安規制に分けられます。

保安規程は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保することを目的に定めることとされ、自主保安体制の一つとして設置者に課されています。

設置者には、この保安規程の制定及び届出の義務があり、従業者と共に保安規程を遵守しなければなりません。

また、保安規程は電気事業の用に供する電気工作物と自家用電気工作物において、それぞれ定める項目が規定されています。

なお、小規模事業用電気工作物（定義は６月号参照）については、保安規程に代わり基礎情報（所有者情報や設備に係る情報等）を届け出ることとなります。

自家用電気工作物の設置者が定める事項は、電気事業法施行規則第50条第３項において次の事項に関して定めることとされています。

一　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
二　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
三　事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
四　事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
五　発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
六　災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
七　事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
八　事業用電気工作物（中略）の法定自主検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関すること。
九　その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

質 問

事業場が全国に点在している場合は、保安規程は事業場ごとに制定する必要があるのでしょうか。それとも、会社として一つだけ制定すれば良いのでしょうか。

回 答

電気事業法第42条第１項では、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定めることとされています。

具体的には、主任技術者を選任すべき事業場の単位ごとに原則として定められていなければならないこととなります。

質 問

制定した保安規程の届出先はどこになるのでしょうか。

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

回 答

電気事業法第42条第１項にて、届出先は主務大臣とされており，主務官庁の大臣である経済産業大臣となります。しかしながら、自家用電気工作物に関する申請、届出などの官庁手続きは、電気事業法施行令第46条の規定により、ほとんどの権限が経済産業大臣から所轄の産業保安監督部長に委任されており、保安規程の届出先も所轄の産業保安監督部長になります。

ただし、事業用電気工作物が送配電線路等により連系され、管轄する産業保安監督部が二つ以上にわたる場合や二つ以上にわたって事業場が設置され、その保安規程が一括して作成されている場合は経済産業大臣に届出ることとなります。

表１に各産業保安監督部の管轄区域を示します。

表１　産業保安監督部の管轄区域

名　　称	管　　轄　　区　　域
北海道産業保安監督部	北海道
関東東北産業保安監督部東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年９月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡
中部近畿産業保安監督部	長野県、愛知県、岐阜県（北陸産業保安監督署及び近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署	富山県、石川県、岐阜県のうち飛騨市（平成16年１月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年９月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）、郡上市（平成16年２月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）、福井県（近畿支部の管轄区域を除く。）
中部近畿産業保安監督部近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡、岐阜県のうち不破郡関ケ原町（昭和29年８月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月２日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年９月１日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡、愛媛県のうち今治市（平成17年１月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡
中国四国産業保安監督部四国支部	徳島県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、高知県
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
那覇産業保安監督事務所	沖縄県

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。